

## ユーミー光サービス契約約款

平成 29 年 11 月 10 日制定

### 第 1 条（本約款の適用）

株式会社ユーミーClass（以下、「当社」といいます。）は、このユーミー光サービス契約約款（以下、「本約款」といいます。）に基づき、ユーミー光サービス（以下、「本サービス」といいます。）を契約者に提供します。

- 2 本サービスは、当社が東日本電信電話株式会社（以下、「N T T」といいます。）から光コラボレーションモデルとして卸電気通信役務の提供を受け、それに当社のオプションサービスを付加して契約者に提供するものです。  
したがって、本サービスについては、本約款とともに N T T の該当するサービス契約約款（以下、「卸サービス約款」といいます。）を必要に応じて準用し適用します。

### 第 2 条（本約款の変更）

当社は、契約者の了承を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。本約款の変更は、当社が別途定める場合を除いて、当社が適当と認める方法により表示した時点より、効力を生じるものとします。

- 2 本約款で準用し適用する卸サービス約款は N T T により変更されることがあります。この場合、準用し適用する内容は変更後の卸サービス約款によります。
- 3 第 2 項により変更された内容は、当社が適当と認める方法により表示した時点より、効力を生じるものとします。

### 第 3 条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
(2) 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(3) I P 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
(4) ユーミー光サービス	I P 通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
(5) 取扱所交換設備	特定事業者の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
(6) 申込者	本サービス利用契約の申し込みをした者
(7) 契約者	本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
(8) 契約者回線	本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
(9) 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの。

(10) 光コラボレーションモデル	N T Tが電気通信事業者に対し IP 通信網サービスを卸電気通信役務として提供し、当該電気通信事業者が自己のサービスを付加して契約者に提供する IP 通信網サービス
(11) オプションサービス	本サービスに付随するサービス。
(12) 本サービス取扱所	東日本電信電話株式会社
(13) 協定事業者	N T Tと相互接続協定を締結している電気通信事業者
(14) 特定事業者	東日本電信電話株式会社
(15) 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）および端末設備等の接続の技術的条件
(16) 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額

#### 第4条（役割分担）

ユーミー光コラボレーションモデルにおける当社とN T Tの役割分担は以下の通りとします。

- (1) 当社の役割：本サービスの販売及び注文受付、利用契約の締結、利用料金の請求及び受領、各種問合せへの対応等。
  - (2) N T Tの役割：本サービスの開通工事、故障修理等。
- 2 当社は、前項（1）に記載の業務をN T T又は第三者に委託することがあります。
- 3 当社は、光コラボレーションモデルの実施に伴い必要な範囲で本サービスの利用に関する契約者の情報をN T T又は第三者との間で相互に提供し利用できるものとします。

#### 第5条（契約の成立）

本サービスは、利用希望者が本約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービスの申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

#### 第6条（契約の単位）

本サービスは、1つの回線収容部または1つの利用回線ごとに前条の契約を締結するものとします。

#### 第7条（本サービスの提供区域）

本サービスは、当社が別途定める指定物件において提供します。

第8条（契約申し込みの承諾）当社は、本サービスの申し込みを承諾するときは、当社が適当と認める方法により申込者に通知します。

- 2 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。
- (1) 本サービスの申込者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者でない場合。
  - (2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (3) 本サービスの申込者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれあるとき。

- (4) 第40条（利用に係る契約者の義務）の定め違反するおそれがあるとき。
- (5) 申込者が本サービス申込書に虚偽の内容を記載したとき。
- (6) 当社が指定する通信製品をご利用でない場合。
- (7) 過去に、当社の提供するサービスで利用資格停止又は喪失を受けた場合。
- (8) 過去に、当社の製品の購入または提供するサービスの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合。
- (9) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### 第9条（契約の変更）

契約者は当社所定の方法によりあらかじめ届け出ることにより、本サービスの品目の変更の請求することができます。

- 2 当社は前項の請求があったときは、第8条（契約申し込みの承諾）の定めに基づいて取り扱います。

#### 第10条（契約者回線の移転）

契約者は、当社所定の方法によりあらかじめ届け出ることにより、第7条（本サービスの提供区域）に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。

- 2 当社は前項の請求があったときは、第8条（契約申し込みの承諾）の定めに基づいて取り扱います。

#### 第11条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、本サービス（オプションサービスを含む。）利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

- 2 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
- 3 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

#### 第12条（契約者の地位の承継）

法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出るものとする。本届出を怠った事により契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

#### 第13条（本サービス利用権の譲渡）

本サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 利用権の譲渡については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### 第14条（契約者が行う本サービス利用契約の解除）

契約者は、本サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社にご確認願います。

#### 第 15 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。

- (1) 第 22 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 卸サービス約款に定める解除事由に該当するとき。
- 2 当社は、契約者が第 22 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、契約者において、破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てを受けたとき又はこれらの申立てをしたときは、本サービス利用契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前 3 項の規定により本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 本条第 1 項ないし第 3 項の規定に従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。
- 6 本条第 1 項ないし第 3 項の規定による解除の場合、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
- 7 本条第 1 項ないし第 3 項の規定により、本サービス利用契約が解除された場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。
- 8 当社管理物件に居住で管理解約となった場合、本サービスのいずれのプランも契約解除とする。

#### 第 16 条（解約時の取扱い）

本サービスまたはオプションサービスの全部もしくは一部が解約、有効期間の満了その他理由のいかんを問わず終了する場合、契約者は、本サービス（オプションサービスを含む。）を利用するにおいて登録・配送・蓄積等した契約者のデータ（契約者に関する情報、本サービス用設備等のデータ領域に登録又は蓄積されたデータ等を含む。以下、「契約書データ」という。）について当該終了に関する部分を当該終了 1 ヶ月前までに契約者の責任において削除するものとします。ただし、これをなさなかった場合、もしくは本サービスまたはオプションサービスの全部または一部が当社により解約された場合は、当社は直ちに契約者データを削除することができます。なお、本規定に基づき当社が削除したことにより契約者に損害が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 17 条（端末設備の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、卸サービス約款に定めるところにより端末設備を提供いたします。

#### 第 18 条（端末設備の移転）

当社は、契約者から請求があったときは、当社又は特定事業者が提供する端末設備の移転を行います。

#### 第 19 条（端末設備の返還）

当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を特定事業者が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 本サービス契約の解約があったとき。
- (2) 当社の端末設備を廃止したとき。
- (3) その他本サービスの契約内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

## 第20条（回線相互接続）

契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、契約者回線と当社又はN T T以外の電気通信事業者の提供する電気通信回線との相互接続を請求することができます。回線相互接続については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

## 第21条（一時中断）

当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
  - (2) 第24条（通信利用の制限等）の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
  - (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
- 2 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を一時中断するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第22条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (3) 第40条（利用に係る契約者の義務）の定め違反したとき。
  - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
  - (6) 前各号のほか、本約款の定め違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしたまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第23条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供が24時間以上中断し、または、回線の復旧の見込がない場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービスの契約を解約することがあります。

- 2 当社は、前項の定めにより、本サービスの契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

## 第24条（通信利用の制限等）

当社又はN T Tは、卸サービス約款の定めるところにより、本サービスの全部を提供することができなくなったときは、

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の回線以外の契約者回線の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします）
防衛機関輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関卸サービス約款に定める新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- 4 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
- 5 契約者は当社に対し、前4項の事由により通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
- 6 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

#### 第25条（料金及び工事等に関する費用）

当社が提供する本サービスの料金は、利用料金、手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。

#### 第26条（利用料金の支払義務）

契約者は、本サービス利用契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、本サービス利用契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金の支払いを要します。

- 2 利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
----	------------

1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金
2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金

3 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

5 料金の支払義務については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### 第27条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### 第28条（工事費の支払義務）

契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、別紙料金表に定める工事費を負担していただきます。

3 路線設置費の支払義務については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### 第29条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合（閏年も365日として計算するものとします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

#### 第30条（本サービスに関する料金等の回収代行の委託）

契約者は、当社が別に指定する事業者により当社が契約者に請求することとした本サービス（オプションサービスを含む）の料金または工事に関する費用等について、その事業者を代理人として、請求する場合があります。その場合、別途当社が別に指定する事業者の料金回収規定等により回収することに同意していただきます。

2 前項の定めにより、当社が請求した料金または工事に関する費用について、その契約者が当社の定める支払期日を

経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に定める取扱いを廃止します。

### 第31条（当社の維持責任）

契約者は、卸サービス約款の定めるところにより、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社又はNTTの設置したものに限り、)を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

- 1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金の合計額が発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

### 第32条（契約者の維持責任）

契約者は自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。

### 第33条（契約者の切分責任）

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

### 第34条（修理又は復旧の順位）

当社は、本サービスに係る当社又はNTTの設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、卸サービス約款の定める順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。

### 第35条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る別紙料金表に規定する料金の合計額が発生した賠償とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の定めは適用しません。



- 4 当社の責任については卸サービス約款の規定を準用し適用します。

#### 第36条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、本約款又は卸サービス約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、卸サービス約款の定めるところによりN T Tの負担とされている部分に限り負担します。

#### 第37条（通信速度の非保証）

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

#### 第38条（反社会的勢力に対する表明保証）

契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らならびにその役員または従業員が、暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

- 2 契約者または契約者の役員もしくは従業員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること、または、過去に反社会的勢力であったことが判明した場合。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- (3) 反社会的勢力を利用していること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

- 3 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

#### 第39条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第40条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又はN T Tが本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りではありません。
  - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社又はN T Tが本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けけないこと。
  - (4) 当社又はN T Tが本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### 第4 1条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

#### 第4 2条（技術的事項）

本サービスにおける基本的な技術的事項は、特定事業者が定めるところによります。

#### 第4 3条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第4 4条（オプションサービスの制限）

当社は、契約者から請求があったときは別に定めるところにより、オプションサービスを提供します。ただし、オプションサービスの提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、そのオプションサービスを提供できないことがあります。また、オプションサービスは、本サービスの契約が終了と同時に終了します。

#### 第4 5条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者（以下、「指定事業者」といいます。）のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の本約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で

利用します。

#### 第46条（サービスの変更または廃止）

当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に当社が適当と認める方法により表示します。

#### 第47条（特定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結）

契約の申込みの承諾を受けた者または利用権を譲り受けることの承諾を受けた者（以下、この条において「契約者等」といいます。）は、当社が別に定める事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限りません。以下この条において同じとします）がそれぞれ定める契約約款の定めに基づいて、その事業者と電気通信サービスに係る契約を締結したことになります。ただし、契約者等からその事業者に対しその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 前項の定めにより契約を締結した者は、該当する事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

#### 附則

第1条本約款は平成29年11月10日より効力を有するものとします。